

令和6年度 第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和6年12月25日（水）10:00～11:50

宮城県庁（行政庁舎）9階 第一会議室

<委員>

内藤 裕子 委員長、長谷 諭 副委員長、野口 和人 委員、梅田 真理 委員、
男澤 拓 委員、小幡 佳緒里 委員、八木 孝憲 委員、小野 彩香 委員、
三田村 道雄 委員、田中 佳二 委員、遠藤 哲也 委員、村上 めぐみ 委員

<県教育委員会>

遠藤 秀樹 副教育長
早川 知宏 心のサポート専門監
菊田 英孝 高校教育課長
山内 尚 特別支援教育課長

<欠席者>

船越 俊一 委員

（事務局）

（資料の確認）

（委員の委嘱）

（公開非公開の確認）

最初に本会議の公開、非公開について確認をいたします。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっておりますが、非公開情報が含まれる場合、及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合は、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により、一部公開または非公開とすることができます。本日の議事のうち、「3 その他」については、個人情報が含まれることから、非公開が適切と考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なし>

それでは、「3 その他」については、非公開で行うことにいたします。

<1 開会>

（遠藤秀樹副教育長） （1）副教育長 あいさつ

- | | |
|---------|---------------------|
| (内藤委員長) | (2) 委員長あいさつ |
| (事務局) | (3) 出席者紹介 |
| (事務局) | (4) いじめ防止対策調査委員会の概要 |

※資料への掲載をもって紹介、概要の説明とする。

< 2 報告 >

(事務局)

以後の進行については、委員長にお願いいたします。では、内藤委員長、よろしく申し上げます。

(内藤委員長)

それでは「2の報告」に入ります。(1) 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(宮城県分)の結果について、(2)「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂について、まとめて事務局より申し上げます。

(事務局)

資料1を御覧ください。「令和5年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について、御説明いたします。こちらの調査は、例年、文部科学省が実施するものであり、資料1は、令和6年10月に公表された令和5年度の本県の概要についてまとめたものであります。本調査の報告につきましては、統計法第40条に定められた「調査票情報等の利用制限」に則り、国の公表内容で、県ごとの数値が公表されていないものについては公表できないことになっておりますので、国の公表内容及び県としての今後の対応について報告させていただきます。

それでは、資料1ページを御覧ください。「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりでございます。「4 調査結果の概要」の(1) 暴力行為を御覧ください。箱囲みの中にありますとおり、発生件数は、小・中・高等学校合わせて4,520件、児童生徒1,000人あたりの発生件数は19.6件で、全国平均値より10.9件上回っております。①発生件数にもありますとおり、小・中学校において前年度より増加し、高等学校においては前年度より減少しております。校種別の詳細につきましては、①発生件数を御覧ください。

資料2ページを御覧ください。②形態別発生状況についてですが、小学校では、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の全てが前年度より増加、中学校では、生徒間暴力が前年度より増加し、対教師暴力、器物損壊は減少しております。

す。高等学校につきましては、対人暴力が増加し、対教師暴力、生徒間暴力が前年度より減少しております。

次に、2ページの中ほどを御覧ください。「(2) いじめ」についてです。箱囲みの中を御覧ください。いじめの認知件数につきましては、小・中・高等学校、特別支援学校を合わせて14,722件で、前年度より78件増加しております。児童生徒1,000人あたりの認知件数は63.2件で、全国値と比較して5.3件高い値となっております。校種別の詳細につきましては、①いじめの認知件数を御覧ください。②の解消率については、校種ごとの数値は公表されておらず、本県の4つの校種を合わせた数値は78.0%であり、全国の77.5%と比較すると、0.5ポイント高くなっています。

3ページを御覧ください。③いじめ重大事態の発生件数については、本県では、小・中・高等学校、特別支援学校を合わせた発生件数が30件で、前年度より1件増加しております。発生件数の内、1号に規定する発生件数が15件、2号に規定する発生件数が22件となっております。1,000人当たりの発生件数は0.13件となっており、前年度より0.01件の増加となっております。重大事態に対しては、「疑い」が生じた段階で調査を開始すべきものとなりますので、今回報告している発生件数は、法に基づき報告され、調査が継続しているものについても計上した結果となります。

次に「(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）」についてです。箱囲みの中を御覧ください。不登校出現率につきましては、小学校において2.74%、中学校が8.32%、高等学校が3.58%と、小・中・高等学校ともに前年度より増加いたしました。①理由別長期欠席者数にありますとおり、全国平均値と比較すると、小学校は0.6ポイント、4ページの中学校は1.61ポイント、高等学校では1.23ポイント上回っており、依然として全国と比べ高い状況にあります。4ページ、②不登校の内訳についてです。小・中・高等学校ともに「欠席日数50日以上」の割合が全国値よりも低く、「出席日数0日」の割合も全国値より低くなっており、不登校期間の長期化が一定程度抑えられている状況にあります。

次に、5ページの「(4) 高等学校の中途退学」を御覧ください。中途退学率は2.1%となり、全国値の1.5%と比較すると0.6ポイント上回っています。

最後に、「5 調査結果のポイントと、県教委としての対応」について、いじめに関わるところを中心に説明いたします。6ページをご覧ください。いじめについては、その深刻化を防ぐため、積極的に認知し、適切に対応することが重要であり、認知することを肯定的に捉える考え方が学校・市町村教育委員会をはじめ、社会的に一定程度定着してきていると考えております。本県では、各学校が積極

的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にあり、今後も、日常的に注意深く観察を継続しながら、いじめを生まない環境づくりと早期発見、早期対応に努め、児童生徒による「主体的ないじめ未然防止の取組」の促進に努めてまいります。また、スクールロイヤーを活用した「いじめ予防教室」や法的相談の実施、ネット被害の未然防止に向けたフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発、ネットパトロールの実施等もさらに推進してまいります。さらに、児童生徒が相談できる体制の構築が重要であることから、24時間SOSダイヤルやSNS相談などの相談機関の一層の周知に努めてまいります。

いじめの解消については、安易にいじめが解消したと捉えず、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な観察を行うことが大切であると考えております。これからも学校に対して、この考え方に基づく対応の周知徹底を図ってまいります。今後は、本調査の結果分析を更に進め、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等との連携を密にし、5ページから6ページにまとめた各取組と7ページの事業を一層推進し、諸課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

つづきまして、資料2を御覧ください。こちらは令和6年8月改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」となります。この場では、＜一般的な重大事態調査の流れ＞の確認と、今回の改訂の主なポイントについて説明いたします。

まず資料2の4ページをお開きください。こちらが＜一般的な重大事態調査の流れ＞になります。「重大事態の発生」から「調査結果の報告及び調査結果に基づく必要な措置」までの流れが左側にフローチャートで示されるとともに、右側には該当する「いじめ防止対策推進法」の条文が示されております。

つづきまして、今回の改訂の主なポイントについて説明いたします。資料2の一番後ろのページをお開きください。こちらには、ガイドライン改訂の概要がまとめられています。上段の「背景」において「今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化」とされております通り、調査の流れや方法自体は変更されておられません。「円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す」ための改訂となっております。

中段、下段につきましては、要点のみ説明いたします。中段の右側をご覧ください。「児童生徒・保護者からの申し立てがあった際の学校の対応について」です。このことに関連いたしまして、資料2の49ページ及び50ページをお開きください。こちらには別添資料2として「いじめ重大事態に係る申立様式」が示されております。対象児童・生徒や保護者等に寄り添った対応を進めるため、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申し立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることを

意図して示された様式となっております。

つづきまして、一番後ろのページにお戻りいただき、下段左側を御覧ください。第三者が調査すべきケースの具体化と、第三者と言える者についての例示となります。「自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など」が「調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケース」として示されております。また「第三者性」につきましては、「例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えない」との考え方が示されております。そのほかにも今回改訂されたガイドラインでは、調査の手順や報告について、対象生徒だけではなく関係生徒に対する説明の在り方として、チェックリストが示されるなど、漏れのない適切な調査の進め方や留意事項等がまとめられたものとなっております。以上となります。

（内藤委員長）

ありがとうございました。今回はこの会議の前にお手元に資料が届いてたかと思います。委員の皆様から御質問があればお願いいたします。

（小幡委員）

資料1についてお聞きしたいと思います。2ページ（2）のいじめのところなのですが、まずいじめ認知件数とありますが、これは、いじめがあったと、例えば申し出を受けた件数というのも含まれているということでしょうか。例えば、申し出はあったけれども、いじめとして認定しなかったとか、取り扱わなかったというものも含まれているのか、いじめと認定して取り扱った件数を記載しているのか、そこをまずお聞きしたいと思います。それから、いじめの解消率のところについても、まずいじめと認定した上で、それについて対応をし、いじめの解消を見たという件数でよろしいのかどうかお聞きできればと思います。

（早川専門監）

いじめにつきましては、いじめの認知にあたり、組織で認知をするということになっております。アンケート調査や教師の発見、見立て、そういったものに偏らずに事案があった時に、学校内の組織で「これはいじめだ」ということで、認知をしたものを認知件数として上げているということになります。

(小幡委員)

今のお答えからしますと、例えばこういういじめがありそうだとか、いじめがあるみたいだという、例えばアンケートとかで認知をするというか、申し出を受けて組織として、これはいじめに当たらないだろうと考えた時には、この認知件数には含まれていないということでしょうか。

(早川専門監)

学校の方でも組織で認知する場合には双方の話を聞くなどして、いじめに該当するものなのかどうかということは判断しているものと思っておりますので、その時に被害を受けた側がどのように感じたというのが一番大事にされるものですから、そういったことを踏まえて、組織で認知しているものと捉えております。

(小幡委員)

そうすると組織としていじめには該当しないだろうと考えたものについては含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

(早川専門監)

あくまでも被害者といいますか、いじめを訴えた側の受け止め方が大事になってくるかと思しますので、具体的に学校の中でどのように選別しているかというのは、その時のケースによって異なってくると思っておりますが、その子供が、やはりいじめだと思っている、心身に苦痛を感じているというのであれば、学校としてはいじめとして認知しているものと考えております。

(小幡委員)

学校としていじめであると認定したというか、考えた件数がこの件数で、そうではないだろうというふうに、考えたものについては含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

(早川専門監)

やはり組織での認知ということになりますので、そのようなことになろうかと思えます。

(小幡委員)

ありがとうございます。そうすると、例えばアンケート、それから被害生徒からの申し出とか、いじめを受けた、いじめがあるようだ、そういうような認知の

契機になったものとして上げられる件数というのは、またこの認知件数とは違ってくるのではないかと。もっと多いかもしれないと思うのですけれども、そこについては特に件数としてカウントしていないということなののでしょうか。何か出せるものというものはあるのでしょうか。

(早川専門監)

この調査に関しましては、ここの数値ということになります。そして、このいじめ認知件数といいますのは、被害を受けた、訴えをした、そういった子供の人数と一致しているもので、その子供がもし複数回いじめを受けたという場合の発生件数とはまた数字が異なっております。同じ子供が複数回いじめを受けたとしても、認知件数は1件とカウントいたしますので、いじめ認知件数、イコール発生件数ではないということです。

(小幡委員)

私の質問の趣旨は、学校側がいじめだと認知したという件数が書かれているけれども、学校が認知しなかった、いじめだとは認定しなかったケースの中に、いじめと認定すべきものがあつた可能性があるのではないかと。そこを学校が認知したというだけで、終わらせてしまっているのかなというところに問題意識がありまして、県としては申し出があつた、もしくはアンケートなどで認知する契機になったものを把握することと、あと、その件数と学校としては、いじめだと認定したという件数を把握すること。そしてそのいじめの解消というのは、その把握したものに対する対応を行って何らかの解消を見たという件数になるかと思うので、国の統計は別として、そのような形で少し件数を広く把握した方がいいのではないかと思います。質問をさせていただきました。以上です。

(内藤委員長)

これは文科省の調査結果なのですが、文科省の方の調査は、どのような説明が加えられているのでしょうか。この認知について、ある程度全国レベルでの基準のようなものがないと、個人差が出てしまうことになると思いますし。

(早川専門監)

実際の調査票の中にそういった記述があるのですけれども、今手元にはないので申し訳ないのですが、国の方では、その個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとするとなっております。それを受けて、教員が知ったことで、抱え込むことがないように組織でちゃんと認知をするようにということで、文部科学

省の方では各学校等にも通知しているところでありますので、学校においては、それに則って認知をしているものと捉えております。

(内藤委員長)

調査の具体的なイメージが、私たち外側の人間なのでわからないのですが、おそらく子供たちによる自由記述をするアンケート調査がある。小学校の場合も、例えば、後ろの子が、椅子を時々蹴っ飛ばしてくるとか、そういったことが小学校とかだと結構書かれることがあるのですが、それを担任の先生や学年主任や、管理職の先生が、これをいじめと捉えるかどうかというのは、子供の話を聞いて、そして、本人が例えばいじめだと思いますと言えば、いじめということになるのでしょうか。

(早川専門監)

だいたいそのような流れにはなろうかと思っております。

(内藤委員長)

いじめですと言わなければならないかもしれないということですよね。

(早川専門監)

そこは教員が発見する場合がありますし、アンケートで知り得ることもあります。あとは保護者から訴えがある場合もございますし、教員の見ているところでない陰の部分でということもございますので、あらゆる視点から、情報を集めた上で判断していくものと思っております。

(内藤委員長)

そうすると、書いたものだけではなくて、書かれたものを元に、例えば観察するとか、お話を聴くとか、そういう時間もとってあって、報告できるということなのでしょうか。

(早川専門監)

そのようなことだと思っております。

(内藤委員長)

そういったことも含めて、今調べてくださっていると思うのですが、どのような形で報告するようにされているのか、いじめの認知に関しての全国的基準の説明であるとか、その辺、お知らせを後でいただければと思います。

この件に関して、他に先生方何かございませんでしょうか、お願いします。

(野口委員)

只今の件とも少し関わるのかと思いますけれども、そもそもいじめの定義というのが、基本的には児童生徒がそういったある行為等々に関してどう受け止めるかというところが非常に大事になっているということで、そういったことの申し立てがあれば、基本的にはいじめと判断されるというふうに考えるのだろうと思われま。

一方で、先ほどの話にございました通り、本人がいじめとは感じていないという状況になると、客観的に見ればいじめであろうというふうに判断されても、いじめにならない可能性が生じてしまうというのが怖いなと個人的には思っているのですが、例えばいじめの定義と、あるいは、今の調査でどういう判断をしていくかということ等に関して、宮城県は、暴力行為、いじめ、不登校、全国的に見てもずっと統計的には高い値が続いているという状況の中で、こういった状況を改善していくということがどうしても求められているわけで、これは当然のことだと思うのですが、そのために県としてどういう取組をしているのかというところが、非常に大事になってくるのだろうと思います。そのためには、例えば全教職員が、こういったいじめ等々に関してもきちんとした理解を持って、こういうことが起こった時に、どういう対応をしていくべきかということを中心に理解しているということが、大前提になるのだろうというふうに思われます。

様々な資料とこのガイドラインを各学校にはもう配布しているというふうに思われますけれども、今の時代はオンラインで全教職員が毎年研修をするということも可能なわけですね。例えば、大学等であれば、研究倫理に関する、研修というのは毎年必修で行われている。その他にも様々なハラスメントに関することとか、そういったことも毎年やっているという状況があります。それと同様に、小中高等学校においても、同様の形で全教職員が毎年そういった研修を必ず受けるというような、そういった仕組みなどが整備されているのかどうか、そういったあたりを確認させていただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(早川専門監)

まず、県内の小中学校としては、資料の6ページのところにもあるのですけれども、県の教育委員会でいじめ対応研修、テキストを作成しておりますので、それを各学校で研修の資料として活用できるように促しているところでございます。それから生徒指導担当はもちろん、関係教員を対象とした研修、あとは指導

主事学校訪問というのを、ほぼ全ての学校で実施しておりますが、その訪問の中で学校の諸課題に関する話し合いをするようになっておりまして、その話し合いの中で、全ての学校ではないのですけれども、いじめについての研修をその場ですというような学校もございます。ただ、御指摘の通り、年に1回は必ずいじめに関する研修会を実施しているかというところまでについては申し訳ございません、そこまでは把握はしていないところですが、若手の教員もだいぶ増えてきているところですので、こうしたテキストの活用や校内での研修は充実するように促しているところでございます。

(野口委員)

先ほど申し上げた通り、今の時代はそれこそオンラインでできるので、そういったものを県としても作成してはいかがでしょうか。我々はそういう研修をオンラインで受けると、例えばテストみたいなものが一緒にそれについてきて、何点以上でないと、もう1回やり直すというような形になるわけです。そういったものをもう作ってしまえばいいのではないかなという気もするのですが、いかがでしょうか。

(高校教育課長)

先ほどの、研修に関して高校の部分でございますけれども、義務課と同様、同じようにしている実情はあるのですけれども、やはり高校ごとに、各学校でそれぞれ実情に応じて研修会というのを開いているという状況になっております。ただ、必ず毎年1回、全職員がといったところにつきましては、全体を把握しているわけではございませんけれども、こちらからはやるようにといったようなことでの指導はしている状況でございます。

(特別支援教育課長)

特別支援学校の現状でございますけれども、特別支援学校におきましては、指導主事学校訪問を全校で分校も含めて実施をしております、その授業検討会の後に、教員が全員参加する全体会におきまして、指導主事の方からいじめのことについて、認知のことであるとか、概要であるとか、これについてはお話をさせていただいて、毎年これは、ここ数年行っているところでございますので、まずそれが1点。直接教員の方に、教育委員会として周知をしているということが一つ。また、もう一つは特別支援学校の校長会におきまして、当課主催になりますけれども、年に4回ほどでございますが、その場において校長会でも私の方から直接、校長先生方に各学校で周知してもらいたい、認識をしてもらいたい件につきまして、毎回いじめについてお話をさせていただいているというところで

ございます。以上でございます。

(内藤委員長)

長谷先生、お願いします。

(長谷副委員長)

最初の小幡委員の御質問を聞きながら、考えていたところがあって、小幡委員の趣旨にもありましたが、おそらく申し立てをした件数と、認知された件数のいわゆる乖離ですよね、どの程度あるのかなのかと。多分、文科省は実際に認知した件数の数字を入れるという形だと思うのですが、おそらくそれよりもローデータと言いますか、実際学校の方で、これいじめでしょうかというので上がった件数というのが拾えるのかどうかというところになろうかなと思うのですが、実際、本当に現場側が書くかどうか分からないので、それがもしどのぐらい開きがあるのかなのかというところ、検討して、いじめと認知しましょうと、これはまだそれが正しいかいろいろ意見はあるかもしれないですけど、そこまではというものの、まずその開きがあるのかなのかというところが、もし見られるようであれば、もしかしたらこれはまだいじめという認知までは至らないねという、小さな芽である可能性があるとか、それが開きが少なければとか、大きければどうなのだろうと、その意味を考えることで、対策というか、その次というのも考えられるのではないかなというのを少し感じたところでありました。本当に新たな仕事を増やすと、ただでさえ忙しい先生方も大変かと思いますが、ただ既に検討に入っているということであれば、それほど大きな手間の増えにはならないのかなというのもございますので、今後そういったことがまずできるのかできないのかというところを少しどこかで御検討いただけると大変ありがたいかなと聞いていて感じました。そこは本当にお調べベースでございます。

最初に申し上げ忘れました。前回、この1回目の委員会で事前の資料提供をお願いして、本当にお忙しい中、お送りいただきましてありがとうございます。先生方もお忙しいので、全部目を通してない方もいらっしゃるかなと思うのですが、送っていただくことで、少し事前に把握もできていて大変助かりましたのでありがとうございます。感謝申し上げます。それで、1点お伺いしたかったのが資料1の5ページで、この調査結果のポイントと県教委としての対応というところで、2行目から3行目で、特定の児童生徒が感情を抑えられずに繰り返しいわゆる暴力行為に及ぶケースというのは、昨年度も結構、同じような記載があって、おそらくこれは宮城県だけではなくて、全国的にも同じような状況があるかと思うのですけれども、想像するに多分、何度も何度も暴力を振るってしまう児童生徒もなかなか感情を抑えられない困難さもあるでしょうし、それに対応

している職員の先生方もかなり疲弊もあるのではないかなと。実際、私も今児童精神科も持っているところなので、そういった相談を受けることもあるのですが、やはりご本人も大変ですし、周りも大変というところで、そこの大変さに何か、毎年毎年同じ形の記載があるので、現段階で行われている何かしらのサポートがあるのかないかとか、おそらく全国的ないろいろな事例とかもあろうかと思うので、そういったところ、現場に還元できるような何かがあるのか、もしくはやられているかもしれないですけども、教えていただければと思うのでの発言でした。以上です。

(早川専門監)

確かに暴力行為につきましては、今年度だいぶ数値が高くなりました。これらの要因につきましては、5ページに書いてある通り、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますし、特定の児童生徒が感情を抑えられずに繰り返し行為に及ぶというケースが増加しているということも、こちらとしては把握しているところです。

その対応にあたって、こちらには上げてはいないのですが、実際、いじめと暴力行為は若干似ているところがございます、いじめにつきまして、軽微な事案につきましても、積極的に認知をして対応していきましょうということを進めているところですが、市町村によっては暴力行為も同じように小さな暴力行為、つまり文部科学省で暴力行為というのは故意に有形力行使するというので、いろいろな例示がなされていますが、それに届かないのだけれども、ちょっとした暴力でも積極的に暴力だと認知し、積極的に計上しているという市町村もございまして、今回このような数字になったものと捉えているところです。

その市町村の意図としては、各学校においてその子供たちを適切に見取り、どのような支援が必要なのかということに丁寧に対応していきましょうということを考えているということでしたので、6ページの暴力行為、問題行動への対策のところ、暴力行為の①番で、今年度はこれを上げさせていただいたのですが、各学校における組織的対応の推進、これはやはりその子供たちをしっかりとアセスメントをして、適切な支援につなげていくことが大事なのではないかということで、これらを今後重視してまいりたいと考えているところでございます。

(内藤委員長)

では今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。その他、お願いします。

(小野委員)

資料1の5ページの高校の中途退学に関連したところで、話をさせてもらえ

たらと思います。今私たちのところでやっている宮城県の引きこもりの事業ではあるのですけれども、オンラインの居場所支援事業があります。そこに繋がった方が、そのオンライン居場所の広報のために報道機関のインタビューに答えてくれた中で、中学1年生の時に、知らないやつからいじられて、それがきっかけでもう学校では誰ともコミュニケーションを取らないでいた。それでそのまま人とのつながりがなく、その方は不登校にはならなかったですけれども、人間関係には希望を持てず、通信制高校に進学して今誰とも繋がりがありません。でも本当は自分の好きな話を共有したかったり、友達が欲しいのだということで、オンラインの居場所を知って入ってくれたという事例があります。あと、実際に入学直後に退学して、通学をもう本当に数日で退学をしてしまって、そのまま地域の中で留まっていたケースを、市区町村のその家庭に関わっている保健師さんが数年がかりで家庭とコンタクトを取りながら、そのお子さんまで辿り着いて繋がっているケースがあります。そういった方も中学時代にいじめを受けて先生にも相談したけれども、なんとなくのまま終わって、そのまま中学は卒業できたと。でもやはり実際に高校に入るときに勇気が持てなくて頑張ろうと思って、もう1回やり直そうと思ったけれども、勇気が持てないで怖くて辞めてしまった。もちろん背景にはいろんなことがあるのですけれども、でもそういう方がもう一度オンラインの場所にきっかけがあって、繋がることのできて。その方は、本当はこういう友達関係とか、こういうコミュニケーションの関係をとりたかったのだというものをオンラインの場所で重ねていくことで、実際に今は地域の引きこもり場所に、外に出ることができるようになってきているという例があります。その方も、やはりそういう同年代という言い方ではないのですが、近しい関係のコミュニケーション、何気ないコミュニケーションで笑って、同じ空気感で何か同じ物を見て、そういうことがすごく自信になって、なんとかなるのではないかと思えた。だからもうちょっと頑張ってみようかなということで、今度外に行ってみますというふうに言っています。そういうことがあるのですけれども、実際に4月から入学して、そのまま不登校になっていて、単位が足りなくて退学になりそうな予測がつく方は、秋ぐらいに学校の先生方が一生懸命やられていて、わかっていると思うのですが、最後のところが見え始めてから、外のところに繋がうとしても、やはりなかなか繋がらない。ありがたいことに今回数校、県立高校の先生方が直接連絡をくれて、こういうことになりそうなので、その前に何とか繋がっててもらえませんかということで御連絡をいただいております。それでもなかなかうまくいかないわけです。

何が言いたいかというと、外部を活用するということが指針の中に対応策として入っていると思うのですが、この外部との連携の仕方というのをもう少し早い段階から横断的に、何かことがわかってから次の資源を使うということで

はなくて、もっと初めから一緒にあるものとしてやっていけることを、互いの協同のやり方というのでしょうか、在学中から上手くなんとなく繋がっている方は辞められた後もそのまま繋がってきます。だけれども、「ああ、こうなっちゃった」と学校に対してもご家庭に対しても残念な気持ちで終わって、「こういう場所があるから応援しているよ、ぜひ繋がってね」と言っても絶対に入っては来ないわけです。なので、この問題行動への対応のところで中途退学も含めて、長期欠席のところの体制づくりでも、いろんな外部の資源や中の先生方を活用していくということは書かれているのですが、いろんなことをやはり早い段階から一緒にやっていくというところの推進というのは、実際の好事例のケースを見ても深く思います。なので、そのあたりをうまく伝えていけるようになればいいなと思っております。以上です。

(高校教育課長)

高校の現場で、入学してすぐに不登校等になってしまうというケースも多々あるようには承知しております。高校につきましては今現在、6ページにもありますように、学校生活適応支援員という形で配置をしていたりとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に配置をして、そういった生徒たちの支援というものに力を使っているという現状はあるところではございますけれども、やはり一部の生徒に限ってしまっているというところは確かにあると思います。ただ情報としては、各学校の方には提供をしているところがございますし、積極的にスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、外部と繋がっていくというようなことは本当に必要なことだというふうに考えておりますので引き続き、まだ周知徹底できてないといったようなところもあるかと思っておりますので、今後、そこも含めて対応はしてまいりたいなというふうに考えております。

(小野委員)

私は関係領域が高校なのですけれども、スクールソーシャルワーカーの先生の訪問の日数、やはり少ないかなと。もちろん行った時、先生さえも月に1回とか2回という中で関わっている方が本当に限定されるのと、それをご家庭も含めてやっていく大変さ。その場でやる大変さというのをやはり思うので、もちろん強化体制は今回のことで検討はされていると思うのですが、切にお願いしたいと思います。

(内藤委員長)

その他にお願いいたします。

(八木委員)

先ほどの野口先生のところ、もう一度確認させていただきたいのですが、おそらく年1回の研修というのが理想的なのですけれども、行えていないというところと、あと各学校でその研修が実施されているとかというところの実態把握も今のところできていないというような確認でよろしかったのか。それから研修テキストをせっかく作成されているのですが、活用の促進というふうに書かれているのですけれども、活用事例みたいなのが上がってきているのかというところも確認させていただければと。

(早川専門監)

小中学校の場合は、設置者が各市町村教育委員会となっておりますので、実際、研修等の実施においては、各市町村教育委員会で行っているところです。県教育委員会では、その研修のお手伝いでありますとか、希望する教員を対象とした研修を実施しているというのが実際のところであります。各学校で研修が円滑に進められるように、いじめの対応、研修テキストを作成させていただいたというところでした。実際どの程度、活用されたのかについては、現状では申し訳ございません、把握はしておりません。ただ、作成した当時につきましては、数年調べておりましたが、ほぼ100%活用して研修をしたという実績はございます。直近のデータについては、現在、その部分について調査をしておりますので、把握していないというのが実情でございます。

(内藤委員長)

それでは、できる範囲で次回御報告いただけるようお願いできたらと思います。

(高校教育課長)

高校も実態把握という点では、やはり今できてない現状があるかと思っています。ただ好事例等の事例共有であるとかという部分につきましては、担当者の会議であるとか、校長会であるとか、そういったところでは、している状況ではございますけれども、やはりその実態として、どのような内容の研修をどの程度学校で行っているかといったところも含めて今後、把握に努めてまいりたいと思っています。

(内藤委員長)

ありがとうございました。

(梅田委員)

3点ほどあるのですが、1点は、今お話をくださったように、ハンドブックとかガイドブックって作られた時は活用されますけれども、報道でも出ておりますように、現場の先生方は非常にお忙しいので、その中で多分こういった類のハンドブックやガイドブックは山のようにあって、それをただ配っただけでは多分活用はされないと思います。促されても多分なかなか活用されず、これを使って研修会をやるよと言わないとそう活用はされない。とても重要なことですし、いろいろなガイドブックはどれも大切だと思います。中身を振り返ってみればいいことがどれにも書かれているので、やはり年に1回開いてみるという機会を持っていただけるように県からも市町村教育委員会に伝えていただきたいと思います。今のいろいろなお話の中に出てきたように、県は母体として大きすぎますので、やはり市町村教育委員会が主体になっていくのかなと考えております。だとすると、市町村教育委員会がどの程度重要と考えるかということが非常に大きなポイントとなるとと思いますので、そのあたり教育委員会への助言というか、指導ということもしていただけるとありがたいと思っています。

2点目です。やはり私も暴力に関する小学校の件数の増加が非常に気になっておりまして、数が多いというのは、先ほど御報告もあったように悪いことばかりではなくて、いじめに関しても暴力行為に関しても、軽微なものも数としてカウントしていくという姿勢の表れだとは考えております。ただし、先ほど乖離というところでも出てきて、そのローデータはやはり大事で、どういったものをある市町村では暴力行為と捉えていて、どの程度の厳しいものがあるのかということ把握していただく、県として把握していただけるようなシステムが、やはり必要です。そして先ほど申し上げたように直接指導するのは市町村教育委員会になるので、市町村教育委員会がどんなふうに素早く動いていくか、先生方に指導していくかというあたりをスムーズに情報が流れるようにしていただけるといいと思います。公開できるかどうか、そのローデータを、どこまで公開できるかというのは別としても、やはりそこを県の方で掴んでおいていただくのは重要なことです。数として増加しているけれど、軽微なものもカウントしているのだで済ませていいものではないと思います。そんなふうに済ませていると申し上げているわけではないのですが、そういうものではなくて、やはり中身を見ていくことは非常に重要だなと思いますし、繰り返し上がってきているような、先ほど話にあったような一人のお子さんがというようなことであれば、そのお子さんへの対応を充実させていくことは重要ではないかと思っています。

最後はお願いなのですが、これは国の調査なので、昨年の調査の結果が出るのは10月ですよ。今年の10月に出るのは仕方ないと思います。でも県として

動く時に、あるいは、市町村として動くときに昨年の結果を今年の10月以降に報告を受けて対応するというのは何としても遅すぎると思うのです。やはりデータとしては今年どうなっているのか、去年より良くなっているのか、どうなのだろうかというあたりを掴んで早めに対応していくことが必要ではないかと思うので、国の結果が出るのを待たず、県独自で集計をしていただきたいと思います。もちろん県でもされていると思うのですが、それに基づいて年度内に、こういう会議でもどのような会議でもいいのですが、そのデータを明らかにしながら、例えば昨年の対応が今年どのように効果を生んでいるかというようなあたりの検討が本来はされるべきで、それが次年度への対応につながっていくのではないかと考えております。10月だともう半期過ぎていきますので、残りの期間が少ししかないところで、しかも去年のデータに基づいてではもったいないと思います。毎年毎年非常に現場の先生方はご苦労されて、教育委員会でも苦労されてデータをまとめておられるので、是非、せめて県単位、あるいは教育事務所単位では、今年のデータは今年のうちに共有していただいて、対応していただけるといいと思います。これはお願いです。よろしくお願いいたします。

(内藤委員長)

願いもありましたので、どうぞ御検討をお願いしたいと思います。認知件数に関して何かお分かりになったこととかありますでしょうか。

(早川専門監)

この調査にあたって、国の方から示されている、いじめの定義につきまして、読まさせていただきたいと思います。「いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為。インターネットを通じて行われるものを含むであって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」ということになっております。これはすなわち、いじめ防止対策推進法の文面ということになっております。なお、起こった場所は、学校の内外を問わないということです。こういうケースがあったならば、認知として報告するということになるのですが、けれども、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な対応があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち心身の苦痛を感じているものとの部分が限定して解釈されることのないようにすること。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認す

る必要がある」というようなことが書かれておりますので、やはり、訴えだけではなくて、その子供の表情や様子をきめ細かく観察をして確認をしていくというその作業を経て、いじめ認知件数として計上するということになるというふうに考えられます。

(内藤委員長)

たくさん調べていただいて、どうもありがとうございました。少しすっきりした部分もあるのかなと思いますけれども、やはりその定義をもとに、判断していくことですね。今の御回答に関して何かございませんでしょうか。野口先生、よろしいですか。

(野口委員)

要はそういったことを学校の先生、全ての先生がきちんと理解していくことが大事なのだと思います。

(内藤委員長)

最終的にその判断というのを管理職の先生とか関係者の先生でしていくと思うのですが、それがその学校独自の基準でということではなく、例えば教育委員会に相談するだとか、何かそういう他の人の目があつた方が、より正確にそのいじめをちゃんと吸い取れるのかなという感じはいたしました。いずれにしてもこれは文科省の国の調査なのですが、数値だけでは、なかなかその中身がどうなのかというのがわからないので、暴力にしても、何か発表の仕方がないのかなという感じはいたします。例えばここが増えているのはこういうことが考えられるとかという解説はあるのですけれども、実際に本当に増えているのかどうかというのは、その調査のデータの取り方によって違うかなというふう思うところもあるので。一般市民の方にも公表される部分だとは思っているので限りがあるとは思いますが、中身とか調査の仕方についてもきちんと御報告いただければいいのにと、文科省に対して思っていました。他に何かございませんでしょうか、この件以外でも。

(遠藤委員)

3ページの長期欠席のところでわかれば教えてほしいのですが、小学校、中学校の病気のところがすごく前年より数が増えている。これが例えば、精神的なものなのかとか、身体的なものなのか、病気といってもいろいろあると思うのですが、そこのある程度の種別がもし分かっていたら、こういう理由でこれが増えているとか、精神疾患の方が増えているとか、そういったことが分かっていたら

ば教えてほしい。それからやはり本県についてはずっと不登校が数年来、全国一ぐらいになっていて、あと、加えていじめ件数もずっと増えていて、例えば関連性とか、今回暴力も増えていますが、暴力とかいじめとか不登校の関連性。県内全部でいうとぼんやりしてますけど、例えばこれをずっと突き詰めていくと、学校単位とか学級単位とか強いて言えば、個人単位まで突き詰めていくと、ある程度の傾向が、もしかしたら分かるのかなと思って、もしかしたら全部リンクしているというか、ある程度こうやって全部関連しているのかなと。私も仕事柄、児童虐待の仕事をやっている、これにプラス児童虐待や家庭環境とかも、もう全部これってどんどん繋がっている話なのかなというふうには想像はするのですけれども、そういった分析とか分かる範囲で教えていただければと思っておりました。

(早川専門監)

病欠欠席が増えた理由については、令和4年度までは新型コロナウイルスの感染回避という項目がございまして、コロナ関連の欠席は、そちらにカウントしていたのですけれども、今年度からこの項目がなくなりまして、すべて病気、経済的理由、不登校その他の4項目になったところでございます。小中学校においては、例えば微熱とか、咳などの症状が出た場合、大事をとって欠席する児童生徒が増える傾向にあったということは伺っております。小中学校ではそういった状況だったということで、こちらでは把握しているところでございます。

それからいじめに関しての分析傾向になるのですけれども、こちらについては公表できる数値としては、ここまでしか数値として公表できないところがありますが、小中学校の場合は、各教育事務所でそれぞれの管内の状況については、学校等から話を伺いながら把握はしているところでございます。地域的に大きな差があるとか、この地域は本当に少ないのだというような、傾向というものはなく、全県的にカウントはされているところではございますが、あくまでこれは仙台市、国立、私立、市町村立すべての合算の数字ということになります。合わせた数ということになりますので、それぞれの数字については申し上げられないという事情がございます。そこは御理解をいただければと思っております。

それから不登校に関して、様々なこととリンクしているのではないかなというふうなお話もありました。これにつきまして、宮城県で結構特徴的なのは、学業の不振であるとか、それから小学校で言えば親子の関わり方であるとか、あと、生活リズムの不調であるとか、そういった相談をするというようなケースが非常に多かったというような特徴がございます。ということで一定の不登校の子供たちに対しても休む場合の傾向がある程度捉えられるところでもありますので、不登校に関しては、県で詳しい調査をしているところでございますので、そ

ちらを踏まえて対策の方は考えてまいりたいというふうに行っているところでございます。

(内藤委員長)

ではこれから、その繋がりのようなところも、特徴として詳しいことも御報告いただける機会があるということですかね。

(早川専門監)

長期欠席状況調査というものを実施しておりまして、その分析を現在しているところでございますので、後日公表する予定にはなっております。

(内藤委員長)

よろしいでしょうか。その他に何かございませんでしょうか。ガイドラインの方も出ておりますが。

(小幡委員)

資料1の方なのですが、6ページ、調査結果のポイントと県教委としての対応が記載されていて、問題行動への対策ということで、暴力行為やいじめについての県教委としての対応が記載されております。この中でやはり組織的な対応。先ほども御説明がありましたけれども、組織的な対応を進めていくというのが暴力行為、いじめ共に記載されているのですが、一体組織的な対応とはどういう対応なのだろうかというのを、具体的なものがイメージできないなと思っております。学校に組織的に対応してくださいと言った時に、それぞれの捉え方によって対応の方法ですとか、中身が変わってしまうのかなと思うのですが、学校にどういう形で、組織的な対応といった時に、具体的にこういう形での対応をしていきたいと思いますというふうに、提案されているのか、そこをまずお聞きしたいと思いました。

(早川専門監)

限られた紙面の中での説明ということになりますので組織的対応というふうに簡略化しては書かせていただいたところではございます。かねてよりチーム学校での対応ということは、各学校の方には国の方からもチーム学校で対応していきたいと思いますということで、リーフレットなり文書なりで通知はしていたところではございます。宮城県におきましても、組織的な対応にあたっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども配置、派遣をしているところでございますので、その専門性を生かした心理面、福祉面、そういった教

育の視点だけではなく、他視点でのアセスメントをしていきたいと思います。その中でうまく役割分担をして、組織の中で分担をしながら、その子に対して対応していきたいと思いますというようなことを推進しているところで、今までもこういったことを県としても促してきているということでございます。

(小幡委員)

スクールカウンセラーの方やソーシャルワーカーの方にも関わっていただいで役割分担をとということなのですが、スクールカウンセラーさんやソーシャルワーカーの方に関わっていただいで、実際に学校として、この対象の児童生徒にどう関わっていくかとか、どういうことが必要なのかということをお皆さんで情報共有し、役割分担をきちんと皆さんで把握しながら進めるというのが、おそらくチーム学校というものの対応なのかなと思います。なので、むしろそのつなぎ役というか、組織的対応といった時に、スクールカウンセラーの方に関わっていただいているから大丈夫というのではなくて、関わっていただく、関わっていただいた後にどういう形での情報共有をするのかとか、そうなった時にどういうふうに役割分担をして、チームとして対応していくのかということをおコーディネートする人が必要なのではないかなと思うので、そういう方をまず「この人がコーディネーターになります。その人が、こういう形で児童生徒への対応をお皆さんとやっていきます」というところまで学校に提供していかないと、組織的対応というふうには言えないのかなと思うので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。以上です。

(早川専門監)

その点に関しましては、各小中学校の場合であれば、必ずコーディネートする担当者を1名は選出することになっておりますので、その人を中心に対応してまいります。後はやはり学校管理職とうまく連携を図りながら、ケース会議を確実に開き、そしてケース会議も1回開けばいいかというところではなくて、経過を見る度にケース会議は何回か繰り返していくというような流れというものがあるというお話は今、進めているところでございますので、御助言あったことも参考にさせていただきながら、なお各学校の方に促して参りたいと思っております。

(高校教育課長)

高校の方ですが、同じように対応はしていくのですけれども、学校の中に、いじめ対策委員会であるとか、また、教育相談委員会であるとか、そういった情報共有をする会を設けて、その都度その都度、必要な教員でまず情報共有は行おうと。

その中で対応が必要な生徒であれば、協議をして、対応の方向を学校として決めていくといったような形のものを、それぞれの学校で実施しているということになります。今その対応する教員という話がありましたけれども、特別支援コーディネーターといったような位置づけの教員を各学校ごとにあてがうことになっておりますので、そういった教員が音頭を取りながら、支援が必要な生徒に関して、適切に支援が行えるような体制を整えていくということを高校ではやっているという状況でございます。

(内藤委員長)

よろしいでしょうか。今までやってきたことと同じようなことなのかなという感じはしているのですけれども、さっき多分、そういう専門家を生かしてアセスメントをするという話があったと思うのですが、そういうことも大事なのかなと思いました。あとはケース会議ですね。そこにも専門家が入れるようにということも、学校の中だけではなく、これもすごく前向きに進んでいくきっかけにはなるのかなというふうに思いました。専門家が入って、アセスメントをするというのは長谷先生、大事ですよ。

(長谷副委員長)

そうですね。本当に様々な観点はありますし、学校は学校でのコーディネーターという者がいます。今回のいじめとか不登校、暴力とか背景って色々あるので本当に1つ1つのケースごとに異なると思います。それぞれの異なる背景をどう見立てていくかというところは、やはり1個の視点ではどうしても足りない部分がありますので、多角的な視点でという意味では、いろんな視点が入るというのは好ましいと思います。実際、私も児童精神を担当していた時期があって、その頃に担当していた方が継続して、本当に定期的に精神科の医師と学校の先生と我々ワーカーと行政と定期的にお話し合いをして、もう数ヶ月おきに年単位とかで話し合いをしたというケースなんかも実際ございますし、その全てがうまくいっているかどうかはまたあれですけども、少なくともそういったところで、いろんな視点を上手に使っていただくということが、本当に、児童生徒さんにとってもプラスになることもありますし、学校の先生方の負担軽減にもなる。実際やること自体、億劫になる時はあるかもしれないですが、結果としては負担軽減につながることもあるということも少しメッセージとして、伝えていただけるといいのかなと感じておりました。

(内藤委員長)

それでは、他にございませんでしょうか。

(野口委員)

学校での様々な対応に関して、今、児童支援担当とか不登校担当の教員という形で配置されているというところもあったりしたかなと思いますし、県だと心のサポート班があって、そういったところを活用しながらということも多分行われているのではないかなというふうに、私は理解しています。

それとは別の話で、先ほど、小野委員からお話があったように、今、全国的に言えば、それこそメタバース等を活用した支援ということが結構試みられていて、例えば京都市でしたか、今度実証的な検討をしていくということも出ていましたし、大阪の八尾市も、もう既に取り組んでいて、実はあそこはもう成果が出ているというような形になっていたかというふうに思います。今後いろんな取組をしていく時に、例えば、そういったことも検討するものの1つとしてあってもいいのかなというふうに思います。ただそれを県の教育委員会で運用していかうと思ったら、それは多分相当無理があるので、それこそ外部の様々なリソースと共同しながら運用していくという形になっていくのかなというふうに思います。教育委員会内部だけで閉じるのではなくて、様々な外部とつながりながら、そういったものを子供たちにとって役に立つ良いものを提供できるような形を作っていけるといいのではないかなというふうに思いますので、今後御検討いただければと思います。ちなみに仙台市でもそういった取組を今進めているところですので、是非県の方でも進めていただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(内藤委員長)

是非、参考にさせていただければと。

(早川専門監)

仙台市さんの方でもメタバースを活用した支援を進めているということを伺っていたところでございます。県といたしましても、昨年度からメタバースによる支援の可能性というものを考えて、実証事業という形で昨年度と、そして今年度もちょうど今やっているところではありますが、果たして、仮想空間にいる子どもたちがずっとその空間に居ていいものなのだろうか、実際どういう効果があるのだろうか、どうやったらリアルの世界に戻せるのだろうかというような疑問といたしますか、課題がいろいろあるものですから、実証事業を通じまして、こういったやり方がいいのかということを検討、研究をしている段階でございます。実際にできるようになるかどうかというところは、まだ未知数ではありますが、現状、そのように取り組んでいるということをまず御理解いただ

ればと思います。

(内藤委員長)

時間があと30分少しなのですけれども、今回の御報告についてよろしいでしょうか。

(男澤委員)

資料2のガイドラインの方について、県教委の特に小中学生の方のご担当者の方に伺いたかったのが、こちらのガイドラインの方に記載があるとか、特に18ページとか、要は重大事態が起きた時に、各市町村の教育委員会へ、県の教育委員会としてどういうサポートをしていращやるのかというのを確認したくて。私が見聞きした中で、重大事態が起きたのに、相当期間が経過してからようやく重大事態が認定されてというか、そういう疑いがあると認定して第三者委員会が立ち上がっているという件が何件か散見されるなど思っていて、それはもうまさにその子が特に不登校事案でかなり重大な結果を及ぼしているのではないかなと私自身は思っています。この点、各市町村教育委員会からちゃんと助けが求められるような形になっているのか、県教委の方でどのようなサポート体制をとっているのか、そこを確認させていただきたくて質問したところです。お願いします。

(早川専門監)

重大事態に関してですが、こちらの方で把握できるものについては重大事態に当たるのではないかと、早急に調査をするべきではないかということで、助言をするケースはございます。あと、調査委員会の設置にあたっては、その手順でありますとか、委員の選定などについて相談を受けているところでございます。各市町村教育委員会によってはこの認識にばらつきがございますので、こちらの方で把握できるものについては逐一、助言をできるように体制はとっているというところでございます。

(男澤委員)

今見つけて、8ページのガイドラインの下から2つ目のポチについて、各市町村単位で対応することが困難であることも考えられることから、そういった手順や候補者となり得る者を整理、確認しておくとともに、情報提供、連携をしておくことが望ましいだとか、18ページにも上から3行目の黒ポチですが、重大事態調査の経験が乏しい市町村教育委員会や小規模の市町村教育委員会においては、早期に連携体制を構築して、助言指導をしながら調査を進めることが望ま

しいというような記載があるので、県教委の方も、他人事と思わずに、是非もっと早くやれとか、どこまで言えるのか分からないのですが、お尻を叩いたり、あとは仮に常設のいじめ調査委員会がないみたいな状況になった時に、もういじめの重大事態はどこでも起こり得ると思うので、「いや、あなたの市町村でいじめの重大事態が起きた時にどうやって調査するつもりなの」、「予算とかちゃんと確保しているの」とか、そのあたりまで突っ込んで助言や指導をしておくというのがいいのではないかなとは思っていたところです。意見です。

(早川専門監)

御意見大変ありがとうございました。全くもってその通りなのかなというふうに思っております。こちらの方としても、先ほど申し上げた通り情報が入り次第、すぐに助言をできるようにしていきたいと思っております。

(内藤委員長)

よろしくお願いいたします。「2の報告」についていかがでしょうか。もうここでもよろしいですか。ありがとうございました。それでは冒頭でありましたように、「その他」を非公開で行いたいと思います。会の進行上、ここで、少し休憩を取った後、35分から開始させていただきたいと思います。会議が終了してから報道機関の方に、私の方で対応いたしますので、他の委員への個別の取材は御遠慮ください。では35分まで短いですがよろしくお願いいたします。

以 降 非 公 開

(司会)

内藤委員長、御進行ありがとうございました。この後、非公開資料につきましては回収させていただきますので、机の上に置いたままをお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度第2回宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了いたします。御協議ありがとうございました。

以上